

「想いをかたちに!!」 ボランティア・市民活動の今とこれからを考える

ボランティア OSAKA

VOL.67

2012 SUMMER



P. 2

地域を元気にするための 社協ボランティアセンターの 役割について考える。

平成13年の「大阪府ボランティアセンターの“総合化”に関する
基本ビジョン」の策定から10年あまり。
あらためて社協ボランティアセンターが果すべき役割について
同志社大学教授の上野谷加代子さんにお話を伺いました。



P. 5 府内どこにいても支援の手と情報が届く体制に
大阪府内避難者支援団体等連絡協議会が設立



P. 6 ボランティア・市民活動保険 Q & A

地域を元氣にするための 社協ボランティアセンターの 役割について考える。



社会の福祉課題がますます多様化するなか、「新しい公共」という言葉に表されるように、市民・ボランティア・NPO・企業等、さまざまな活動主体が社会問題や生活課題の解決のために協働していくことが求められています。そんななか、それらの相互理解を促進していくために果す、ボランティアセンターへの期待も高まっているようです。

大阪府社会福祉協議会では、平成13年1月に「大阪府ボランティアセンターの“総合化”に関する基本ビジョン」を策定し、「面的広がり」と「質的深まり」をキーワードに、変化する時代に向けて社協ボランティアセンターが果すべき役割について提言を行いました。それから約10年が経過したいま、あらためてこれまでを総括し、これからの時代に果すべき新たな役割について同志社大学教授の上野谷加代子さんにお話を伺いました。



同志社大学大学院社会学研究科教授
上野谷 加代子さん

研究テーマは地域を基盤としたソーシャルワークの展開方法（論）と教育方法。日本福祉教育・ボランティア学習学会会長、日本地域福祉学会副会長、全国ボランティア活動振興センター運営委員会委員長等で活躍。

社協ボランティアセンターは アンテナショップになれ！

「大阪府ボランティアセンターのあり方検討委員会」の委員を含めて、これまで市町村社協ボランティアセンターについてもさまざまな形で関わらせていただきました。

ご承知のように平成13年に、府社協では「大阪府ボランティアセンターの“総合化”に関する基本ビジョン」を策定し、社協ボランティアセンターの機能強化に向けたさまざまな提言を行いました。この提言は、わが国の社会福祉の変化を先取りした、まさに時宜を得たもので、いち早くこの基本ビジョンをまとめられた大阪府社協には、まず敬意を表したいと思います。

平成12年の、地方分権一括法の施行、社会福祉事業法の「社会福祉法」への改正、そして介護保険のスタートなどに始

まるこの10年余りは、日本の社会福祉が大きな変貌を遂げた時代でした。まさに大転換といつてもよく、言い方を変えれば、日本の社会福祉に関わる人たちが「振り回されてきた」と言ってもいいかと思います。

しかし大阪の場合は、ある意味で歴史の必然と言ってもいいこの大転換を予測し、全国に先駆けてさまざまな施策に取り組んできました。

歴史的に言えば、今日の民生委員制度のもととなった方面委員制度の創設とも関連しますが、昭和58年に大阪府では地域福祉推進計画（ファインプラン※）を策定し、「参加する福祉（参加連帯による福祉社会づくり）」、「総合的な福祉（生活基盤整備のシステム化）」、「在宅福祉（ノーマライゼーションの実現）」の3つを柱に、身近な地域での支え合い、ともに生きる福祉を進めてきました。

早い時期からの当事者団体の組織化、

小地域活動の取り組みも大いに自慢しているもので、こうした伝統に立脚しながら、しかし同時に、これからの時代に求められる役割に果敢にチャレンジしていくことが重要だと思います。

府社協では2年前の平成22年に、市町村社協職員の協力を得て「社協を元気にするためのボランティアセンター活動指針」をまとめられましたが、ここでは

※FINE-PLAN（ファインプラン）
“FINE”は、次の言葉の頭文字を取ったもの。
F…Full Participation（完全参加）
みんなが自ら進んで福祉活動に加わり互いに支え合う。
I…Integration（統合化）
いろんな施策をうまくかみ合わせ福祉のレベルを高める。
N…Normalization（ノーマライゼーション）
高齢者も障害者も全ての人々が地域の中で手をたずさえてともに暮らす。
E…Equality（平等）
全ての人々にわけへだてなく必要なサービスを保障する。

平成13年の「総合化」に関する基本ビジョン」を踏襲する形で「15の重点強化項目」(下表参照)があげられています。「ニーズのキャッチ」や「社会資源やプログラムの開発」、「各種団体とのネットワークの構築」や「あらゆる住民が参加できるプラットフォームの構築」といった言葉が謳われていますが、これらは私に言わせれば「社協ボランティアセンターはアンテナショップになれ！」ということだと思うのです。地域の人たちは何を求めているのか、それに応えるにはどのような活動（プログラムの開発）が必要か、それを担う人たちをどう育てていくか…いわば企業のアンテナショップのように「ニーズを知り、提供すべきサービスを開発する」そんな視点とフットワークの良さが、これからはますます求められていくのではないでしょうか。

社協は「新しい公共」の扇の要。 そして、もっと企業とつながろう！^{おうぎ}

そしていま、周知のように民主党政府は「新しい公共」政策を進めています。

今日、公共の福祉、つまり社会の構成員全体の共通利益を目的とする活動を行

っているのは国や自治体などの行政だけではありません。環境や国際交流等の分野では民間企業やNPO、NGO等が積極的な活動を展開していますが、とりわけ福祉分野では、介護保険制度の導入を契機として、NPOや民間企業など多様な主体が参入しています。また企業も、地域の一員としてボランティア活動等を行い、積極的に地域に貢献する活動を始めるケースも現われてきています。

このように、地域社会において、行政をはじめ社会福祉協議会、ボランティア、NPO、企業など多様な主体の活動が連携し、つながりを築くことによって「社会全体で公共を担っていく」、これが「新しい公共」です。

私は、その際に社会福祉協議会こそがその中核となり、プラットホーム機能を発揮しながら地域社会の「新しい公共」の牽引車となっていくべきだろうと思っています。

考えてみれば、社会福祉とは、個人が抱える問題を社会全体の課題と考えることそのものです。新しい公共とは、単に担い手が多様であるだけでなく、個別課題を共有し、地域の公共的な課題にするということでもあります。こう考えるな

らば、社協ボランティアセンターこそが扇の要の役割を担えるし、また担うべきだと思うのです。

幸い社協には、大きな「社会的信用力」という含み資産があります。そしてボランティアという人的リソースを多く有しています。社会的企業もNPOも、ボランティアがなければ成り立ちません。また、自治会や町内会の理解と協力がなければ、地域における「新しい公共」も絵



「ボランティア市民活動交流サロン」
社協（Vセンター）と市民活動団体が共催で実施している、福祉委員会などの地縁型の団体とテーマ型のNPO市民活動団体の自由な交流会です。この場で実際の活動上の連携がいくつも生まれています。（阪南市社会福祉協議会）

社協ボランティアセンターにいま求められる5つの機能と15の重点強化項目

社協にいま求められる機能

個別ニーズを地域で支える
総合相談体制

新しいニーズに対応した先駆的・
開発的事業の展開

地域における福祉文化の創造

社協ボランティアセンターに いま求められる機能

A 制度に基づくサービスでは
対応できない生活上の
ニーズへの応答

B 新たなニーズに対応できる
住民活動の開発

C あらゆる住民が参画できる
プラットフォームの提供

D 当時者のエンパワメントと組織化

E 幅広い福祉の担い手づくり

社協ボランティアセンター重点強化項目

1 社協内でニーズをキャッチできる方策を構築する
2 地域へ向いてニーズを直接キャッチする
3 ニーズをキャッチするためにさまざまな団体・専門職と
日常的に連携する

4 地域における生活ニーズを分析する
5 地域における生活ニーズに対応できる社会資源や
プログラムを開発する
6 生活ニーズに予防的にアプローチするための
社会資源やプログラムを開発する

7 あらゆる住民が参画できる機会やプログラムを提供する
8 各種団体とネットワークを構築し、活用する
9 地域住民にとって身近な存在として機能する

10 当事者の主体性を喚起できるよう働きかける
11 当事者が参画できる場と機会をつくる
12 個々の当事者に対し、組織化に向けて働きかける

13 ボランティアが活動しやすい環境を整備する
14 住民が地域の課題や福祉に意識を向けるように働きかける
15 長期的な展望をもってボランティアの育成に取り組む

に描いた餅になりかねません。

しばしば「地域社会の古くて新しい課題」として「地縁型とテーマ型団体の相互理解」が言われますが、社協こそが、この相互理解の促進役になれると思うのです。

企業と市民との相互理解もしかしり。CSRの言葉に見られるように、多くの企業は地域貢献マインドを持っているのです。しかしそれを地域社会でどのように発揮すればいいのか、その方法が分からぬ。地域にいかなる課題があるのか、もっと言えばどのような福祉施設があるのかも多くの企業は知りません。だから地元社協への寄付にとどまっている。これを社協ボランティアセンターがさまざまな形で啓発しながら、企業もまた、地域の「新しい公共」のアクターにならうことが必要です。

定年退職準備教育のメニューとして3Kということが言われます。健康、お金(経済)、そして(地域での)活動という「Kの3点セット」です。ならば、地域内企業の退職準備教育の講師として、ボランティアセンターのコーディネーターがもっともっと話をしに行ってもいい。そんなことも通じて、シニア世代を地域のボランティアに誘(いざな)っていく。案外、企業は社協ボランティアセンターからのアプローチを待っているかもしれません。

ボランティアに必要な 「多様性を認める力」と「受援力」

こうした地域のプラットホーム機能を強化していくために、HPをより充実し、ツイッターやフェイスブックなどSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)も積極的に活用していくべきではないかと思うのです。私自身はあまり得意ではありませんが、学生を見ていても、最近の若い人はこれを駆使しています。

ボランティアの高齢化がいわゆる久しいですが、若者にボランティアに参加してもらうためにも、SNSは有効なツールです。

また、各市町村ボランティアセンターのスタッフ相互の情報共有と情報交換の



「校区福祉委員会とNPOが協働している異世代交流サロン」
福祉委員会の独居高齢者の茶話会に親子づれを招き、
子育て支援NPOさんが一緒にできるプログラムを提供
しています。(阪南市社会福祉協議会)

ツールとして、メーリングリストを立ち上げてもいいのではないか。費用もかからないし、ある市町村の先駆的な取り組みがリアルタイムで共有され、いろんな議論も可能です。ともあれ、お互いに助け、助け合いながら大阪府内のボランティアセンターのさらなる活性化を進めていただきたいものです。

私は、ボランティアに求められるスキルとして「多様性を認める力」と「受援力」ということをよく言っています。前者は、地域のさまざまな団体の相互理解には不可欠ですし、後者は、ボランティアセンターにも必要だと思うのです。「助け上手は助けられ上手」ともよく言うのですが、人に助けてもらったことのない人が人を助けられません。

社協自体が地域のさまざまな人たちによって支えられていますし、ボランティアセンターもしかりです。ならば、市町村を超えて、センターのスタッフ同士が互いに助け合うことがもっともっとあっていいはず。市町村社協ボランティアセンター相互の連携を、さらに進めていただきたいと思います。

大阪府内でも、社協ボランティアセンターのコーディネートで、地域の多様な団体が一同に会するラウンドテーブルづくりが始まっています。こうした取り組みを他の地域にも波及させ、「ボランティアセンターの総合化」がめざす「面向の広がり」と「質的深まり」を実現していただきたいと思います。

ボランティア活動を取り巻く状況と ボランティアセンター事業・機能の変遷

◆平成7年 阪神淡路大震災

府社協内に全国の「社会福祉関係者合同対策本部」設置して福祉救援活動を行う。震災救援活動に対するボランティアの目覚しい活動とその盛り上がりから、以降ボランティア・NPO活動の発展へつながっていく。

◆7年 「ボランティアOSAKA」創刊

◆8年 大阪府ボランティアセンター開所

8月に「第5回全国ボランティアフェスティバル」を大阪で開催したことを契機に新装開所。



◆10年 「大阪ボランティア情報ネットワーク」事業

府内のボランティア活動を支援する機関18団体が集まり、インターネットによるボランティア情報の提供を開始

◆10年 特定非営利活動促進法(NPO法)施行

◆11年 第1回ボランティアセンター運営委員会

◆12年 介護保険法施行、地域分権一括法施行、社会福祉法施行

◆13年 大阪府ボランティアセンターの「総合化」に関する基本ビジョン

「面向の広がり」「質的深まり」を報告。ボランティア・市民活動の中心的・総合的な推進組織としての方向付けを明確にした。

◆13年 「大阪府ボランティア・市民活動センター」へ名称変更

◆14年 地域発 福祉NPOに関する協働宣言

NPOセンターと大阪府ボランティア・市民活動センターが協働し、地域課題の解決のために活動するNPOや社会企業家、コミュニティビジネス等、新たな市民活動や手法を育成支援していくことを確認。

◆14年 大阪NPOプラザに分室設置(～18年)

◆16年 自治型福祉NPOへの支援

◆19年 災害ボランティアセンター運営マニュアル策定

◆20・21年 社協を元気にするVC活動指針

各自治体やさまざまな活動主体における積極的なボランティア・市民活動支援が行なわれるようになってきた中、改めて社協に設置されているボランティアセンターならではの役割や存在意義について確認し、センターに求められる5つの機能と15の重点項目について整理。



◆23年 東日本大震災 救援活動

災害ボランティアセンターの運営はNPO団体等さまざまな支援者とともに協働して取り組むことになるため、これらの団体間の日頃のネットワークの重要性や、受援力を高める視点からも地域を基盤とした防災・減災への取り組みの必要性が再認識される。

府内どこにいても支援の手と情報が届く体制に

大阪府下避難者支援団体等連絡協議会が設立

大阪府内に約1,300人とされる東日本大震災及び福島第1原発事故による県外避難者への支援を行う団体と避難当事者が連携・協働し、府内どこにいても支援の手と情報が届く体制をつくるため、5月12日「大阪府下避難者支援団体等連絡協議会」が設立されました。

大阪府社協をはじめ、大阪市社協（事務局※①）、堺市社協、大阪弁護士会、街づくり支援協会等10団体が府内の支援団体や当事者団体等に呼びかけ、51団体の参加と府、市、堺市等4自治体のオブザーバー参加のもと発足。6月15日現在では、81団体となっており、府内全ての市町村社協が参加しています。



課題はより個別化・深刻化 家族・親族からも孤立し 不安抱える

総会の記念報告として、愛知県被災者支援センターの取組みが報告され、「時間の経過と共に課題はより個別化、深刻化しており適切な支援活動が求められている」との訴えがありました。

東北三県や関東からの避難者からは、「この年でローンを組んで家を建てることはできない。住まいと仕事が一番の問題」「放射能に対する危機感の差から、家族・親類からも孤立し不安を抱える避難者がたくさんいる」などの切実な声が出されました。また、避難者団体

からは、「母子避難者が多く、子どもと離れられない母親に自分の時間を持つてもらえるような支援や、病気になったときに育児を助けてくれる存在などが求められている」との話がありました。

各支援団体からもそれぞれ、物資の提供、避難者交流会、弁護士・司法書士の無料出張相談会、

子ども達の居場所づくり、県外避難者のための相談窓口の開設、避難者への情報提供（情報紙発行）、各種調査、被災者インタビュー集の発行、関西の企業・団体から支援メニューを「おもてなしカタログ」として提供、など様々な取り組みが報告されました。

避難者の手元へ 必要な情報が届く仕組みづくりを

今後は、2ヶ月に1回程度定例会（※②）を開催するとともに、ML（メーリングリスト）による情報交換を行いつつそこから団体間が連携して取り組むプログラムの創出につなげたり、各団体から避難者へ届けたい情報を連絡協議会に集約して届ける仕組みづくりを検討するなどしながら、参加団体の拡大を図り、行政との連携を深め具体的な事業を展開していくこととしています。

※①事務局・問い合わせ先

大阪市ボランティア情報センター
TEL 06-6765-4041

※②次回

7月13日 11時～13時
大阪弁護士会館で開催

大阪府内のボランティアセンター一覧

大阪府ボランティア・市民活動センター TEL 542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54				大阪社会福祉指導センター内 TEL: 06-6762-9631 FAX: 06-6762-9679			
市町村名	所在地	電話	FAX	市町村名	所在地	電話	FAX
北 摂							
池田市	563-0025 池田市城南3-1-40 池田市保健福祉総合センター1階	072-753-8858	072-753-3444	河内長野市	566-0041 河内長野市大師町26-1	0721-65-0133	0721-65-0143
茨木市	567-0888 茨木市駅前4-7-55 茨木市福祉文化会館4階	072-627-0086	072-627-0107	太子町	583-0991 太子町大字音日963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311	0721-98-2111
島本町	618-0022 島本町桜井3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417	075-962-6325	千早赤阪村	585-0041 千早赤阪村大字水分195-1 保健センター内2階	0721-72-0294	0721-70-2037
吹田市	564-0072 吹田市出口町19-2 吹田市立総合福祉社会館内	06-6339-1210	06-6339-1202	富田林市	584-0037 富田林市宮甲田町9-9 富田林市総合福祉社会館内	0721-25-8200	0721-25-8230
摂津市	566-0022 摂津市三島2-5-4 摂津市立地域福祉活動支援センター内	06-4860-6460	06-6383-9102	羽曳野市	583-8585 羽曳野市善田4-1-1 羽曳野市立総合福祉センター内	072-958-2315	072-958-3853
高槻市	569-0804 高槻市紺屋町3-1-303 クリーンプラザ3号館3階	072-683-2200	072-683-2209	東大阪市	577-0054 東大阪市高井元町1-2-13 東大阪市立総合福祉センター内	06-6789-5550	06-6789-2924
茨中市	560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ内	06-6848-1000	06-6848-1005	藤井寺市	583-0035 藤井寺市北岡1-2-8 ふれあいセンター内	072-938-8220	072-938-8221
豊能町	563-0101 豊能町吉川1787 町立保健福祉総合施設豊悠プラザ内	072-738-5370	072-738-0524	松原市	580-0043 松原市岡保1-1-1 松原市役所東別館内	072-339-0741	072-339-0294
能勢町	563-0341 能勢町宿野114	072-734-0770	072-734-2623	八尾市	581-0018 八尾市青山町4-4-18 サポートやお内	072-925-1045	072-925-1161
箕面市	562-0036 箕面市船場西1-11-35 箕面市総合保健福祉センター内	072-749-1535	072-727-3590	泉 州			
河 北							
交野市	576-0034 交野市天野か原町5-5-1 交野市立保健福祉センター内	072-894-3737	072-894-3737	泉大津市	595-0026 泉大津市東雲町9-15 泉大津市立総合福祉センター内	0725-23-1393	0725-23-1394
門真市	571-0064 門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター内	06-6902-6453	06-6904-1456	和泉市	594-0041 和泉市いき野5-1-7 和泉中央駅南側歩行者デッキアムゼモール1階	0725-57-0294	0725-57-3294
四條畷市	575-0043 四條畷市北出町3-1	072-878-1210	072-878-6888	泉佐野市	598-0007 泉佐野市上町1-2-9 泉佐野市立福祉センター内	072-462-2259	072-462-5400
大東市	574-0037 大東市新町13-13 大東市立総合福祉センター内	072-874-1082	072-874-1828	岸和田市	596-0078 岸和田市野田町1-5-5 岸和田市立総合センター内	072-430-3366	072-430-3367
寝屋川市	572-8533 寝屋川市池田西町28-22 寝屋川市立総合センター内	072-838-0400	072-838-0166	熊取町	590-0451 熊取町野田1-1-8 熊取ふれあいセンター内	072-452-6001	072-452-2658
枚方市	573-1191 枚方市新町2-1-35 枚方市立総合福祉社会館ラボルひらかた内	072-841-0181	072-841-0182	泉南市	590-0521 泉南市梅井1-8-47 泉南市総合福祉センター内	072-483-0294	072-483-0353
守口市	570-0083 守口市京阪本通2-13-1 さつきホールもりぐち内	06-6992-2715	06-6993-0134	高石市	592-0011 高石市茂加4-1-1 市役所庁舎別館1階	072-265-7600	072-261-9375
河 南							
大阪狭山市	589-0021 大阪狭山市今熊1-85 大阪狭山市福祉センター内	072-367-6601	072-366-7407	忠岡町	595-0812 忠岡町忠岡中2-16-25	0725-31-1666	0725-31-3555
柏原市	582-0018 柏原市大県4-15-35 健康福祉センター内	072-972-6760	072-972-6761	阪南市	599-0201 阪南市尾崎町35-1 阪南市役所内	072-472-3333	072-471-7900
河南町	585-0014 河南町大字白木1359-6	0721-93-6299	0721-93-5299	岬町	599-0303 岬町深日3238-24	072-492-5700	072-492-5701

参考…大阪市社会福祉協議会 大阪市ボランティア情報センター TEL : 06-6765-4041 / 堺市社会福祉協議会 ボランティア情報センター TEL : 072-232-5420

ボランティア・市民活動保険

Q & A

Q 夏も近づき食中毒事故が心配な季節となっていました。食中毒事故と各保険制度との関係について教えてください。

A ◆食中毒には以下の3種類のものがあります。

- ①細菌性のもの（病原性大腸菌・サルモネラ菌・ブドウ状球菌等による中毒）
- ②自然毒によるもの（フグ・アサリ・キノコ・青梅等による中毒）
- ③化学物質によるもの（メタノール・青酸・ヒ素・鉛等による中毒）

○傷害保険では、②③による食中毒（偶然かつ一時的に摂取し、急激に中毒症状を呈したものに限る）は補償の対象となります。また、①の食中毒も傷害部分での補償の対象としているのは、ボランティア活動保険、及びボランティア・市民活動行事保険のⅡ型のみです。

○賠償責任がある場合は、①②③いずれも対象となります。

※ウイルス性の食中毒に関しては、ボランティア・市民活動行事保険のⅡ型、傷害部分での補償のみが対象となります。

24年度「ボランティア総合補償制度」のごあんない

ボランティア活動中の事故に備えて ボランティア活動保険					
補償内容	日本国内においてボランティアがボランティア活動中に、 ①偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と ②第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」です。				
傷害部分	本人のケガ	Aプラン	Bプラン	Cプラン	
	死亡・後遺障害保険金額	900万円	1,500万円	900万円	
	入院保険金日額	6,000円	8,000円	6,000円	
	通院保険金日額	3,000円	4,000円	3,000円	
	手術保険金	6・12・24万円	8・16・32万円	6・12・24万円	
賠償部分	特定感染症	補償します	補償します	補償します	
	天災	×	×	補償します	
	対人	5億円限度 (免責なし)			
	対物	5億円限度 (免責なし)			
		ボランティア1名あたり			
	年間保険料	300円	500円	700円	
加入対象	社会福祉協議会に登録・届出または委嘱等の手続きを経ており、活動内容を把握しているボランティア団体				
対象活動	・無償であること（交通費・食事代など除く） ・自助活動ではないこと				
保険期間	平成24年4月1日～翌年3月31日まで (中途加入の場合は受付日の翌日から)				

各種イベント参加者の補償に ボランティア・市民活動行事保険					
傷害保険(行事参加者の傷害危険保険特約付傷害保険(Ⅰ型)・国内旅行傷害保険(Ⅱ型)/賠償責任保険(施設保有/管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)					
補償内容	日本国内において「ボランティアグループやNPO法人などの市民団体」や「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび主催者が賠償責任を負った場合に備えて加入していただくものです。 ※対象となる行事はパンフレットをご覧ください。				
傷害部分	本人のケガ	I型(宿泊なし)	II型(宿泊あり)		
	死亡・後遺障害保険金額	500万円			
	入院保険金日額	3,000円			
	通院保険金日額	2,000円			
	手術保険金	3・6・12万円			
賠償部分	対人	1名 1億円限度(免責金額なし) 1事故 2億円限度(免責金額なし)			
	対物	1事故 500万円限度(免責金額なし) 受託物のみ 1事故・保険期間中500万円限度			
I型 II型					
保険料	A区分	30円	1泊2日	227円	4泊5日
	B区分	134円	2泊3日	280円	5泊6日
	C区分	262円	3泊4日	288円	6泊7日
加入対象	行事の主催団体で、社会福祉協議会、社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体				
保険期間	行事期間中(開催前日までに受付が必要)				

各種NPO団体等の活動に 非営利・有償活動団体保険					
就業中のみの危険担保・準記名式契約特約(一部付保)付帯普通傷害保険/賠償責任保険 (施設所有/管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険					
補償内容	ボランティア保険の対象外で、有償活動を行う団体が活動中に、①スタッフが偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②利用者などの身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」がセットされています。				
傷害部分	本人のケガ	Aプラン	Bプラン		
	死亡・後遺障害保険金額	175万円	545万円		
	入院保険金日額	3,000円			
	通院保険金日額	2,000円			
	手術保険金	3・6・12万円			
賠償部分	対人	1名 1億円限度(免責金額なし) 1事故 2億円限度(免責金額なし)			
	対物	1事故 500万円限度(免責金額なし) 受託物のみ 1事故・保険期間中500万円限度			
	年間保険料	4,900円	6,300円		
加入対象	社会福祉協議会や加入要件(☆)を満たした、非営利活動を実施する団体・グループ。なお、活動実施主体が営利団体の場合は加入できません。 ☆社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録された団体・グループ				
保険期間	平成24年4月1日～翌年3月31日まで (中途加入者は加入手続き完了日の翌月15日から)				

移送サービス活動に 移送中事故傷害保険					
タイプI: 交通乗用具搭乗中の傷害危険保険特約付普通傷害保険					
補償内容	日本国内で行われる移送サービス実施に伴い、自動車に搭載している間の急激・偶然・外来の事故により身体に障害を被った場合に、サービス実施主体の責任の有無に関係なく補償する「普通傷害保険」です。				
傷害部分	本人のケガ	I型(車輌特定)			
	死亡・後遺障害保険金額	266.0万円			
	入院保険金日額	3,000円			
	通院保険金日額	2,000円			
	手術保険金	3・6・12万円			
賠償部分	対人				
	対物				
	年間保険料 2,000円(乗車定員1名)				
加入対象	社会福祉協議会や加入要件(☆)を満たした、高齢者・障害者等に対する移送サービスを実施する団体。 ☆社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録された非営利の団体・グループ。活動実施主体が営利の場合は加入できません。				
保険期間	平成24年4月1日～翌年3月31日まで (中途加入者は加入手続き完了日の翌月15日～)				

この広告は保険の特徴を説明したものです。詳しくは各市町村社協に備え付けの各パンフレットをご覧ください。なお、上記の内容は平成24年4月1日から平成25年3月31日のものです。

【A11-200998、A11-201019、A11-201018、A11-200993】

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第三部 公務開発室 TEL.540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1

TEL.06-6233-1536 FAX.06-6220-3098

ホームページ www.ms-ins.com

各種損害保険・生命保険取扱 (株) 島本保険事務所

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

大阪センタービル2階 (伊藤忠ビル)

TEL.06-6252-4520 FAX.06-6245-4686